

## 園児・児童・生徒とその保護者への支援

### ◆市立小中学校給食費を無料にします

- 1 対象  
市立小中学校の児童生徒
- 2 無料の期間  
学校給食が始まってから 9 月まで

<担当：教育委員会事務局総務課 電話：0564-23-6863>

### ◆公私立保育園・こども園・私立幼稚園の給食費を無料にします

3 歳から 5 歳までの園児の給食費を無料にします。

- 1 無料の期間  
緊急事態宣言が解除された翌月から 9 月までです  
(例えば、5 月中に解除された場合は 6 月から 9 月までが無料です)
- 2 対象になる園
  - ・公立保育園 35 園
  - ・公立こども園 3 園
  - ・私立保育園 18 園
  - ・岡崎市在住の子どもが通う市内・市外の私立幼稚園、私立こども園
- 3 利用している園での手続きは必要ありません。

<担当：こども部保育課 電話：0564-23-6144>

### ◆臨時休校中のオンライン学習環境の準備をします

- 1 「オンライン学習ソフト」を取り入れ学べるようにします
- 2 「おかざきッズ学びの応援サイト」を始めます  
教材ビデオ（[教育ポータルサイト http://www.oklab.ed.jp/weblog/](http://www.oklab.ed.jp/weblog/)）を提供します

<担当：教育委員会事務局総務課 電話：0564-23-7959>

## ◆市立小中学校での感染症の対策

- 1 教職員は自宅で仕事をします
- 2 教職員が作ったフェイスシールドを着けます
- 3 マスクを忘れた児童に対してマスクを配布します

<担当：教育委員会事務局総務課 電話：0564-23-6622>

## ◆事業者への支援（協力金の支給）

### 【県と市の支援】

#### 1 内容

県からの休業や営業時間短縮のお願いに協力いただける中小事業者に協力金を交付します

#### 2 対象者

休業や営業時間の短縮のお願いに全面的に協力いただける**地元の中小事業者**で、以下の4つに当てはまること

- ①県内に事業所があること
- ②中小企業または個人の事業主
- ③県が示した対象の業種であること
- ④営業時間の短縮を行っていること  
(営業時間は朝5時から夜8時までにしてほしい)

#### 3 支給額

50万円（1事業者当たり）

### 【市の支援】

#### 1 対象者

県が示した対象業種に含まれているのに、**50万円を支給されない事業者**で、4月25日から5月6日までの間、休業や営業短縮のお願いに全面的に協力いただいた市内の中小事業者

#### 2 支給額

25万円（1事業者当たり）

<担当：経済振興部観光推進課 電話：0564-23-6978>

## 生活の支援

### ◆水道の基本料金の減額

#### 1 内容

水道料金のうち基本料金の 80 パーセントを減らします

#### 2 減額の期間

6 カ月分（令和 2 年 7 月からの請求 3 回分）

<担当：上下水道局経営管理課 電話：0564-23-7559>

### ◆国からの特別定額給付金（1 人につき 10 万円）

#### 1 給付の時期

- ・ 4 月 24 日（金曜日）にコールセンター（0564-23-6911）を設置しました
- ・ 5 月中に申請書の発送や受付等を順番に行う予定です

<担当：特別定額給付金事業室 電話：0564-23-7594>